

[市役所で行う手続き]

◆ 外国人登録

市民課TEL : 054-626-1116

大井川市民サービスセンターTEL : 054-662-0541

90日以上、日本に滞在する場合、滞在所の市区町村役場で登録を行わなければなりません。16歳未満の場合は、同居の父母等が、申請をする必要があります  
(大井川地区に住所のある人は、大井川市民サービスセンターで手続きをしてください。)

## 1 手続き

(1) 何を提示、提出すべきか？

- ・パスポート（旅券）  
— 交付を受けていない場合は必要ありません。
- ・申請書  
— 市役所の外国人登録窓口にあります。
- ・写真2枚（16歳以上の場合。）  
— W3.5cm×H4.5cm、6ヶ月以内に撮影されたもので、上半身と帽子などを着用していない顔全体が写ったもの。
- ・日本で子どもが生まれたときは、出生届けを行うときに登録をします。

(2) 外国人登録証明書の発行について

上記のとおり手続きを完了すれば、手続きした日から2～4週間で外国人登録証明書が発行されます。（申請者が16歳未満の場合は、同日に発行されます。）

- ・外国人登録証明書は、常に携帯することが義務付けられています。要求があれば、外国人登録証明書を提示しなければなりません。
- ・紛失の際には、14日以内に、新しい外国人登録証明書の申請をしてください。

(3) 新しいカードに更新をする場合

新規に登録する際と同じ要領で手続きを行います。更新手続きは、外国人登録証明書に表記された日付から30日以内に行ってください。

## 2 変更

(1) 名前、住所、勤務先、在留資格・期間など何か変更があったときには、手続きを市役所でしてください。

- ・在留資格・期間などが変更した場合は変更内容を記したパスポートが必要になります。

(2) 焼津から転出するとき

- ・新しく住み始めた市区町村役場において、転入の手続きをしてください。

(3) 日本から出国するとき

- ・国民健康保険の被保険者の場合には、市役所または大井川市民サービスセンターに出国の旨を伝え、保険証を返却してください。
- ・再入国許可を持っていない場合には、出国港の入国管理官に外国人登録証明書を送さなければなりません。

(4) 入国管理局

以下が、最寄りの入国管理局です。

名称	郵便番号	所在地	電話番号・FAX	窓口受付時間
名古屋入国管理局	455-8601	名古屋港区正保町5-18	052-559-2150 052-659-0511 (FAX)	9時～16時 (土・日曜日、 休日を除く)
名古屋入国管理局 静岡出張所	420-0858	静岡市葵区伝馬町9-4 ABCプラザビル6F	054-653-5571 054-653-5573 (FAX)	
名古屋入国管理局 浜松出張所	430-0929	浜松市中区中央1丁目12-4 浜松合同庁舎1階	053-458-6496 053-459-0465 (FAX)	

## 3 外国人登録原票記載事項証明書の発行

外国人登録原票記載事項証明書が必要な際には、市役所・大井川市民サービスセンターで取得できます。必要書類は以下のとおりです。

- ・申請書
  - －市役所の外国人登録窓口においてあります。

持ち物

- ・外国人登録証明書
- ・委任状（本人以外の方が申請する場合）
  - －本人の印鑑登録をしている印を押印する、または外国人登録証明書と同じサインが必要で。
  - －市民課のホームページでダウンロードできます。
- ・印鑑登録カードに暗証番号を登録している場合は自動交付機での取得もできます。
  - (市役所・和田公民館・東益津公民館・大井川公民館)